



2023年11月22日

各位

会社名 株式会社スマートドライブ
代表者名 代表取締役社長 北川 烈
(コード番号：5137 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 管理部門担当 高橋 幹太
(TEL 03-6712-3975)

業績条件型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、業績条件型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2023年12月22日開催予定の第10回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的、条件及び株式付与の方法

(1) 導入の目的

対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的として、本制度を導入するものです。

(2) 導入の条件

当社は、本日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、本制度の導入は、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に関する議案及び本制度に関連する報酬議案が承認可決されることを条件としております。

本株主総会では、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）への金銭による報酬等の枠とは別枠で、対象取締役に対し業績条件型株式報酬を導入することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) 株式付与の方法

本制度においては対象取締役に当社の普通株式を交付しますが、本制度に基づく株式の交付は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分する方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分する方法のいずれかの方法により行うものといたします。

なお、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことに加えて、当社取締役会が定める評価期間中の業績目標を達成したことを条件として、当社の普通株式を付与するものです。



本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内、その報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額250百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、評価期間の開始後に選任された対象取締役についても取締役会の決定により対象取締役に含めることができることといたします。

(1) 対象取締役に対する株式交付の条件

当社は、概要、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式を交付するものといたします。

- ① 評価期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める評価期間中の業績目標を達成したこと
- ③ 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ④ その他業績条件型報酬制度としての本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものとします。

(2) 2023年度実施の本制度に基づく報酬について

当社は、本株主総会において本制度のご承認を得られた場合、2023年度においては、概要以下の対象取締役及び評価期間について、本制度を実施することを予定しております。

(ア) 対象となる対象取締役

取締役 3名

(イ) 評価期間

以下の三期間を評価期間とする。

- | | |
|-------|--|
| 評価期間① | 2023年10月1日～2024年9月30日（2024年9月期） |
| 評価期間② | 2024年10月1日～2026年9月30日（2025年9月期～2026年9月期） |
| 評価期間③ | 2026年10月1日～2028年9月30日（2027年9月期～2028年9月期） |

以上